

第一百八十三回国会
院議會

財務委員会議録 第十一号

(二五七)

平成二十五年五月二十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 金田 勝年君

理事 逢沢 一郎君

理事 木原 誠二君

理事 山本 幸三君

理事 桜内 文城君

理事 安藤 裕君

小倉 將信君

鬼木 誠君

神田 憲次君

小林 鷹之君

田野瀬 太道君

竹下 真君

牧島かれん君

御法川信英君

山田 賢司君

武正 公一君

前原 誠司君

小池 政就君

鈴木 克昌君

西村 康稔君

麻生 太郎君

寺田 稔君

山口 俊一君

伊東 良孝君

島尻 安伊子君

竹内 譲君

吉田 学君
(政府参考人
(内閣官房内閣審議官)
小野 尚君
森本 学君
細溝 清史君
伊東 良孝君
小田原 潔君
神山 佐市君
小泉進次郎君
小林 史明君
田畑 育君
中山 展宏君
藤丸 敏君
松本 洋平君
八木 哲也君
階 猛君
古本伸一郎君
西野 弘一君
岡本 三成君
樋口 尚也君
同日
小田原 潔君
神山 佐市君
小島 敏文君
小林 鷹之君
竹内 譲君
藤丸 敏君
史明君
神山 佐市君
小田原 潔君
八木 哲也君
竹内 譲君
藤丸 敏君
史明君
神山 佐市君
小田原 潔君
八木 哲也君
竹内 譲君
小島 敏文君

○金田委員長 これより会議を開きます。
閣提出第五九号) 内閣提出、金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

いと存じますので、そのような姿勢で質問をさせたいと思います。

まず、インサイダー規制についてであります。

今回、情報伝達・取引推奨行為についての規制が加えられております。この中で浮かび上がつてきた課題といたしましては、まず、目的の立証が難しいということから、実効性が果たして担保されるのかという点であります。もう一点は、不明確な行為規制から、市場を萎縮させてしまうのではないかという点であります。

もともと、ワーキング・グループの報告書からは、取引を行わせる目的ということが規定されておりましたけれども、今回は、その目的をさらに

規定したものとなっています。

また、違反行為に関しましても、これまでの答弁におきましては、総合的に判断されるもの、また総合的に立証していくものというような答弁があり、内容がなかなかわからない。また、誰が立証するのか、結局は司法判断に委ねてしまふのか、というような課題が、私としては残っていると思つております。

ガイドラインという点についても触れさせていただきましたが、答弁といたしまして、一律の基準を設けると潜脱的行為のおそれがあるという言葉をいただきましたが、これでは法律の存在だけ否定し得るような内容になってしまいます。

ただ、それが機能しているのは、ある程度ルールがあつて、周知されていて、違反の取り締まり体制があつて、それを抑止していくくという体制があるからこそ、そのような規制であつたり一般的な法律というものがしっかりと機能しているといふことであります。

そうでなければ、今回の法案におきましては、市場の萎縮だけではなくて、投資家向けのIR活動、例えば、経営者が投資家に対して、当社の株

五月二十四日
委員の異動

辞任

補欠選任

○金田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小池政就君。

○小池(政)委員 おはようございます。みんなの党の小池政就です。

当委員会では二桁の質問をさせていただいておりますけれども、きょうは、初めてトップバッターということで質問をさせていただきます。

法案の採決ということで、法案をすんなり通りたい与党にとってみればいいとは思わないかもしれませんのが、ただ、この分厚い法案、読めば読むほど幾つか課題が出てきまして、それらについてしっかり払拭していくという姿勢をお互い示していかなければ、本来の目的であります金融市场の信頼の回復でありますとか再活性化に結びつかない

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

価は割安だというような言葉を発した際に、未公表の重要な事実が存在する場合、目的や意図の捉え方次第では規制対象になりかねないという可能性もあり得ると思います。

そこで、大臣に所信をお伺いしたいんですが、法律でとは言いませんけれども、業界にそのような指針を働きかける、パブリックコメントでもいいです、行為指針とは、また周知が必要だということを、ぜひそのような姿勢を示していただきたいと思います。

当然、そのためには、規制監督側である金融庁の方で、ある程度の指針がなければならないとは思うのですが、参考人質疑にもありましたように、上場企業の中でも、自主規制とか情報管理規定というものはある一方で、取引推奨行為についての規制というものはなかなかまだ少ないので現状であります。

そこで、市場の心配に応え、また法的安定性を確保するというためにも、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、御回答のほど、よろしくお願いいたします。

○麻生国務大臣 違反行為となるか否かということがあらかじめ定めるというたまにはガイドラインという話なんですが、これは目的があるか否かということを総合的に判断されるものでして、一律の、これが基準というのはなかなかないと思っております。

また、かえって、今、潜脱的行為と言われましたけれども、ガイドラインに記載された行為さえしなければいいということになつてくるというのは、これまた、今言われた規制の潜脱的行為といふことに一番なりやすいことでもありますので、これもちょっと適当であるとは考えておりません。

しかしながら、規制の対象が明確になるとすることは大変に重要なところだと思っておりますので、法案が成立しました後に関しましては、これは、法案の趣旨がいわゆる関係者にとにかくきちんと理解されるためには法案の内容の周知につい

てはしっかりとやらなければいかぬという御指摘だと思いますので、その点、きちんとやってまいりたいと思っております。

○小池(政)委員 ゼひよろしくお願ひいたします。

次に、銀行等の資本性資金の供給強化、いわゆる五%ルールの緩和についてでありますけれども、こちらも、これまでの審議の中で、果たして、例えば地域の金融機関が、投資子会社が今非常に少ない中で、それをふやして今回の制度を導入していくのかというような問題が提起されておりました、また、今回の要件におきましては、企業再生におきましては裁判所が関係するもの、また地域活性化につきましては地域経済活性化支援機構というものが関係するもの、ということを今回規定しておりますが、この点についても課題が少し見受けられると思います。

そもそも、この二つの、裁判所また機関に關係しているものというものを要件とすることによって、金融機関の目つき力というものをそもそも信頼していくためにも、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、御回答のほど、よろしくお願いいたします。

○麻生国務大臣 違反行為となるか否かということがあらかじめ定めるというたまにはガイドラインという話なんですが、これは目的があるんですかね、それが、その点について、大臣、いかがお思いでしようか。

○麻生国務大臣 二つだと思います。

まず、最初の方の、この五%ルールの例外となる会社の要件ということだと思いますが、これは銀行などの健全性の確保という観点から、いわゆる事業再生会社に当たりましては裁判所が関与するものが案件、ます一つです。それから、地域経済のいわゆる活性化する、その当該会社は、地域経済活性化支援機構と共に実施するという案件という二つ条件をつけて、客観的なことになります。

さて、二つ条件をつけて、銀行がこうした案件に出資する場合には当局の承認を必要としておりませんために、一義的には、銀行が法令上の要件を満たすか否かを判断するということになります。

しかし、先ほど申し上げましたように、これは裁判所が関与するか否かということになつておりますので、地域経済活性化支援機構が共同していることで、地域経済活性化支援機構についてお伺いしたいと思つております。

○小池(政)委員 ゼひよろしくお願ひいたしま

す。

常に少ない中で、それをふやして今回の制度を導入していくのかというような問題が提起されておりました、また、今回の要件におきましては、企業再生におきましては裁判所が関係するもの、また地域活性化につきましては地域経済活性化支援機構というものが関係するもの、ということを今回規定しておりますが、この点についても課題が少し見受けられると思います。

そもそも、この二つの、裁判所また機関に關係しているものというものを要件とすることによって、金融機関の目つき力というものをそもそも信頼していくためにも、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、御回答のほど、よろしくお願いいたします。

○麻生国務大臣 二つだと思います。

まず、最初の方の、この五%ルールの例外となる会社の要件ということだと思いますが、これは銀行などの健全性の確保という観点から、いわゆる事業再生会社に当たりましては裁判所が関与するものが案件、ます一つです。それから、地域経済のいわゆる活性化する、その当該会社は、地域経済活性化支援機構と共に実施するという案件という二つ条件をつけて、銀行がこうした案件に出資する場合には当局の承認を必要としておりませんために、一義的には、銀行が法令

上にかかる規制が明確になるとすることは大変に重要なところだと思っておりますので、法案が成立しました後に関しましては、これは、銀行として絶対に育てないかぬところだと思います。

○小野政府参考人 私も目つきを育てなければいけないと思います。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

そこで、機関についてもう一点お伺いしたいんです、情報公開に関してなんですかね、機関は、出資される際に、出資会社は公表されるんでしょうか。また、今回の法案にあるような、金融機関との共同での取り組みについても、公表の是非というものはどうなつているんでしょうか。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

この機構、二つを要件としているということがあり、結果として目つきの育成につながるのかなということがありますので、内閣府に来ていただいていますので、裁判所が関与するか否かということになつてますので、地域経済活性化支援機構が共同しているんだと思っております。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、第一点の御質問でございますが、先生御指摘のとおり、この地域経済活性化支援機構は、従前の企業再生支援機構を改組、機能強化したものでございます。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、第一点の御質問でございますが、先生御指摘のとおり、この地域経済活性化支援機構は、従前の企業再生支援機構を改組、機能強化したものでございます。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

まず、第一点の御質問でございますが、先生御指摘のとおり、この地域経済活性化支援機構は、従前の企業再生支援機構を改組、機能強化したものでございます。

直接の再生支援の対象となる事業者につきましては、中小企業による機構の使い勝手の向上を図る観点から、中小企業に関しては名称の公表を義務づけないこととしております。このような措置は、従前の企業再生支援機構におきまして、支援決定の時点で一律に名称の公表が義務づけられておりましたが、特に中小企業におきましては、名称の公表が風評被害につながるとの懸念から機構の活用をためらい、機構の利用が進んでいなかつたとの指摘を踏まえたものでございます。

しかしながら、一方で、国民に対する説明責任を果たしていくとの観点から、四半期ごとに、支援対象事業者の概要、所在地や業種など、また、機構による出資総額等を公表することとしてござります。

一方、新たな業務として追加しましたファンド運営業務及び地域金融機関等に対する専門家派遣業務につきましては、機構がこれらの業務を通じて間接的に支配することとなりますので、企業の名称の公表は義務づけられておりません。ただし、これらにつきましても、四半期ごとにそれぞれ、機構が設立したファンド運営会社の事業の概況、機構が専門家派遣を行った件数を公表することとしているところでございます。

○小池(政)委員 ありがとうございます。

つまり、金額と件数は公表されるけれども、企業名につきましては、原則、風評被害ということが想定して公表されないということで理解しておりますが、その際に、今回の法案の審議でもありましたように、そもそも、このようない供給強化の取り組みというものが、金融円滑化法の焼き直しじゃないかというような言葉がありました。

今回説明を聞いてわかつたように、機構を存続しつつ、やはりこのような法案をこのまま存続させんじやないかというような目的がうかがえます。

これは、公明党の岡本委員も前回の審議でおつ

しゃつておりました。延命支援で、スタートアップの会社支援になり得ないのでないかというような懸念がありまして、先ほどの御説明でありますように、そもそも風評を懸念するということは、やはり延命目的の支援であつて、スタートアップにつながっていない。そのようなものに対して銀行が今回供給を強化するということになることは、結局、地域の新しい産業を生み出すことにはならないのではないかということを考えております。

また、もう一点は、情報公開についてであります。前回の審議におきまして、今回の供給強化につきましては、自己判断で行つて後からチェックしていくというような御回答をいただいておりますが、そもそも金融庁が監督権限を使って機構のチェックに入るのかどうかということも未定といふかわからないところでありますし、また、機構の支援先につきましても、コロナ工業が今回倒産したりというところからもわかるように、なかなかかしつかりチェックされているようには思ひません。入ったとしても、機構本体から地域の金融機関の出資先というものを確認して、その状態といふかといふな取り組みが、果たしてしっかりとなされるのかということ也非常に懸念がされます。

その中で、果たして、銀行等の企業支配の拡大ということより、今回は財務とか経営の健全性へ

の影響というものが非常に懸念されるところであります。しかし、その点について、大臣、いかが思われますでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、小池先生、日本の場合は基本的に世界で一番古い会社というの、おた

くの神戸の金剛組が多分世界で一番古い会社、五千五百ぐらい会社をやつていると思いますが、今

でもまだ千五百年間続いている会社というののはな

いでの。

では、中小企業による機構の使い勝手の向上を図

る観点から、中小企業に関しては名称の公表を

義務づけないこととしております。このような措

置は、従前の企業再生支援機構におきまして、

支援決定の時点で一律に名称の公表が義務づけら

れておりましたが、特に中小企業におきましては、名称の公表が風評被害につながるとの懸念から

機構の活用をためらい、機構の利用が進んでいなかつたとの指摘を踏まえたものでございます。

しかしながら、一方で、國民に対する説明責任

を果たしていくとの観点から、四半期ごとに、支

援対象事業者の概要、所在地や業種など、また、

機構による出資総額等を公表することとしてござ

ります。

この

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

なつております。

それから三つ目ですけれども、報告書では中堅・中小企業の事業承継支援の選択肢として、投資専門子会社を通じた場合には事業承継会社の株式の一〇〇パー保有を認めるというふうにしておるわけですが、改正案には事業承継に伴う保有は何も盛り込まれておりません。

わゆる五%の規制を緩和するという今回の改正の趣旨は、見直し後も基本的には維持していかねばならぬと思っております。

本のところについて少しお話をしたいと思うんですね。

おととい、私は全銀協の会長に質問をいたしました。銀行が本当に五バールールの見直しを活用するんですか、新しい制度の利用がふえるんですか、こういうことを伺つたんですが、非常に前向きな答弁はありました。しかし、具体的なところ

らず、住友銀行の新規融資額は、ピーク時の年四兆円近くから、一〇年四月から九月期は五百億円まで縮小、三菱東京UFJも一〇年の四月から十二月の実行額が百五十億円にとどまつた、みずほ銀行は撤退した。

こういうことで、軒並みメガバンクは中小から撤退をした、こういうことなんですね。

ほかにもいろいろあるわけですがれども、私がお伺いしたいのは、なぜこのような変更になつたのか。私はてっきり、提出された法案は、先ほど言つたように、大臣の諮問機関である金融審議会での数十時間に及ぶ議論の結果に沿つたものだ、このようと思つておつたわけですけれども、これまで、この委員会での審議の過程の中では、余りこのところをおおしやつた方が見られないものですから、最後の質問ということで、報告書と改正案とで内容が異なることになつた経緯を御説明いただけたらありがたいと思います。

○麻生国務大臣 まず前提として、5%ルールに

いきましては、これは銀行の健全性の確保というものを留意して、真に必要とされる場合に限つては規制を緩和するということとしておりますのは、もう御存じのとおりであります。

その上で、具体的な改正の内容ということになると、なんですが、与党等々における議論を踏まえて、金融審の報告書から若干の見直しを行つたと思つております。

例えば、事業再生会社の株式の保有につきましては、銀行の健全性の確保、これは銀行という金融業をやるという前提ですから、また、産業の新陳代謝というのを阻害しないというような観点から、保有期間は十年というのはいかがなものかということで、保有期間を短縮するといったようなことになつております。

いずれにしても、銀行の金融という仕事をきちんとしてもらわないかぬわけであつて、自分の保有している株式の会社の利益だけでというわけにはいきませんので、健全性を確保しつゝ、真に必要なだ、これはしようがないなという場合には今の

さて、次に、中小企業の再生とメカバンクの役割について、私の考え方を少しお示しさせていただきたいというふうに思います。これは、麻生徳政令をお願いしたい、最後はこういうことになりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思うんです。

けの無担保融資をやたらふやしたんですね。地元の銀行と違って、いわゆる土地カンも長いつき合いでないものだから、スコアリングローンというんですか、数字で機械的に審査をしてどんどん貸し出しを行つた。そして、結果的には、もう今はほとんど撤退をしているんですね。

そのことは、○五年から○六年には、メガバンクが倒産確率などをもとに審査を簡略化したスコアリング融資と呼ばれる無担保ローンを導入した、だが、融資の焦げつきが相次ぎ、一時はメガ三行だけで六兆円もあった残高が今では一兆円足

○鈴木(克)委員 もぢるん 金融審の答申が不適
当だから変えたということではないと私も思ひます。
大臣は、今、与党のいろいろな議論の中で
いうふうにおつしやつたんですが、私は、これは、銀行
ある意味の要請を受けてこういうう
な形で変更されたのかなというふうに、私、非常
に性格が悪いものですから、そのように理解をして、
ちょっとお尋ねをした、こういうことであり
ます。

我々もそうなんですねけれども、地域経済の活性化というと、どうしても、その地域に密着した金融機関である地銀とか信用金庫とか信用組合とか、そういうたとこに目が行くわけがありますけれども、私は、メガバンクにこそ大きな役割を果たしてもらう時期じやないのかなというふうに思っております。

どのような役割かということなんですねけれども、かつてメガバンクは、不良債権処理が一段落した平成十七年から十八年ぐらいに、収益向上のため開策ということだと思つんですが、中小企業向

したがいまして、金融庁としては、この審議会の答申を踏まえて、必要な対応を検討した上で、与党等々いろいろな法規を調整して、政府として閣議決定をし、提出するのが通例なのですが、今般の見直しは、法案提出に至ります政府の検討過程において、十年は長い等いろいろな与党における御意見がありましたので、そういう改正の趣旨を維持つつ、若干の見直しを行つたものでありますまして、金融審議会の答申が不適当だというよ

なると、何か歯切れの悪いところもあるわけですね。その辺が今後問題だというふうに思っています。

会長さんは三井住友銀行の頭取であつたわけで、ですから、いわゆるメガバンクにとつて、中小零細企業の再生というのは余り関心がないんじゃないのかなというような気が実はいたしたところであります。これは大変失礼なことになるかもしれないせんけれども、私はそのように一部とつたところがあるわけですね。

本のところについて少しお話をしたいと思うんですね。

おととい、私は全銀協の会長に質問をいたしました。銀行が本当に五バールールの見直しを活用するんですか、新しい制度の利用がふえるんですか、こういうことを伺つたんですが、非常に前向きな答弁はありました。しかし、具体的なところ

らず、住友銀行の新規融資額は、ピーク時の年四兆円近くから、一〇年四月から九月期は五百億円まで縮小、三菱東京UFJも一〇年の四月から十二月の実行額が百五十億円にとどまつた、みずほ銀行は撤退した。

こういうことで、軒並みメガバンクは中小から撤退をした、こういうことなんですね。

結果、不良債権は先送りをされて、保証協会へツケが回されることになる。そのツケの一部はもちろん国民の税金によって負担をされるということではありますけれども、こういった事態に至つたのは、貸した金融機関にも責任があるというふうに思いますし、ある意味では、円滑化法の最終負担責任を黙殺した国にも責任があるんじゃないかというふうに私は思います。

自己資本に余裕があり、また、国内の中小企業向け融資を縮小するメガバンクは、積極的に引当金を積む動きが加速している。そうした中で、中小金融機関は、メガバンクの償却済みの債権、引き当て済み債権を有効利用すべきだ、このような指摘が出始めたわけです。すなわち、メガバンクの償却部分を債権放棄させて、借り手である中小企業の債務超過解消に利用して、抜本的なバランスシートの改善を図るということになります。

中小企業の再生といっても、本当に難しいことなんです。だから、大臣としても、また国としても、債権を放棄するということは強く言えないかもしれませんけれども、いわゆる中小企業の金融円滑化法終了後の総合的な対応の中で、中小企業再生支援協議会などが中心になつて、今、事業再生ファンド等の取り組みが進められておるわけですから、このときにメガバンクのかつてのスコアリングローンの残滓といいますか残りの放棄を促すということをやれば、私は、一舉に中小零細企業の経営は改善をしてくると。麻生徳政令と言つたのはそういうところでありまして、難しいことはわかつております。それは本当にそれでいいのかということかもしれませんけれども、今る申し上げたような経緯の中でできてきた中小企業の借金でありますので、そのところは、やはり中小零細企業支援、そういう立場で大臣の決断をできないものかなということをお話しさせていただいたところであります。

○麻生國務大臣 さつきの小池先生の話と真逆みたいな話でして、スコアリングローンなんという

</

○古本委員 総裁、そうしますと、二%というの
は、多分、対前年に対しておっしゃっていると思
うんですが、きょう現在、例えば、百万円の何か
商品があるとするならば、高級腕時計でも何でも
いいです、最近は随分売れているそうですから、
その百万円の商品が、消費税が一〇ポイントに引
き上がった後、つまり、その影響を加味した二〇
・五年度で見た場合に、累積で、この百万円の腕
時計が大体幾らになる計算になるんでしょうか。
○黒田参考人 先ほど申し上げました数字は、そ
れぞれの年の物価上昇率でございますので、御指
摘のような数字ということになりますと、一四年
度・一五年度に、それぞれ消費税引き上げの影響
込みの物価上昇率を二年度にわたって掛けた数
字になりますので、ちょっと手元にはございません
が、消費税込みの物価上昇率が、「一四年度が三・
四、一五年度が二・六でございますので、それを
単純に足しますと五%ぐらいになりますが、正確
な数字は、両者を掛けないといけませんのでもう
ちょっと違うとは思いますが、ほぼ五%程度だと
思います。

○古本委員 つまり、一%のターゲティングを准めていくと、百万円の耐久消費財があるとすれば、恐らく高額商品ということになるんでしようけれども、わずか二年でそれが百六万円になることを日本銀行総裁は言われているんです。そういうことによろしいですか、再度。

○黒田参考人 消費税引き上げの部分は消費者の税負担でございますが、それを含めたところで申し上げれば、今委員の御指摘のとおりでござります。

○古本委員 さらにお尋ねします。

消費税を含んだ消費者物価指数が、二〇一五年度で六・〇ポイントに上がるということをお答えいただきました。

そうしますと、では、消費税の影響を除いたボイントでいくと、先ほど一・四と一・九というお話をありましたので、合わせて三・三でございましょう。したがって、消費税が上がった場合の物価が上昇する寄与度ということで、消費税だけに絞れば、どのぐらいの物価上昇寄与度があるのでしょうか。

○黒田参考人 二〇一四年度は、先ほど申し上げたとおり、税率三%の引き上げでフルに二%の影響が出るわけでございますが、二〇一五年度は、十月からの引き上げということですので、いわば半分影響が出てくるということで、〇・七%の物価のレベルの引き上げになるということであろうと思います。

なお、これらはいずれも、消費税引き上げ分が完全に転嫁されるという前提のもとでの計算でございます。

○古本委員 我々、この民主党席には、前大臣である安住さん、そして、前政調会長であり国家戦略担当大臣の前原さんがいらっしゃいます。前白川総裁とは、まさにアコードということで、日本銀行と政府の対話のありようということで、日夜腐心されたことが思い出されます。そのときは一ポイントで議論をしていたんですね、手前どもは。ところが、今回の安倍さんと黒田さんの二人三

脚によれば、一・ボーリントを目指したいんだという
ことで、倍増なんです。そのことを今、ごくごく
わかりやすい数字で国民の皆様にも御紹介をいた
だきたいわけです。

これは実数値です、展望レポートですから。消
費税の影響分というのは、二・七ボーリントしかな
いんじゃないですか。消費税率引きの影響を積算
で、累積・積み上げると、一・四足す一・九です
から、三・三ボーリント。

つまり、皆様がおっしゃるところのアベノミク
スによる三・三押し上げ、そして、手前ども
と、三党で合意した、いわゆる一體改革に基づく
消費税率引き上げ分は二・七の物価上昇の寄与
度、こういう整理ができるかどうか、お答え願い
ます。

○黒田参考人 先ほど申し上げたとおり、そのよ
うな数字になるわけですが、二〇一五年度は、消
費税率引き上げ込みの消費者物価指数の上昇率の中
にはいわば半年分しか影響が入っておりますの
で、その部分が〇・七である。そして、二〇一四
年度はフルに入っておりますので二・%。合わせ
て、この両年度を加えますと、確かに二・七%。
ただ、実際は掛けないといけませんので、ちよつ
と数字は違うと思いますが、ほぼ二・七%という
ことになろうかと思います。

○吉本委員 消費税が上がれば当然適正に転嫁し
なければならないということは、当委員会と経産
委員会との連合審査でも議論してきておるとおり
であります。

したがって、予定どおりに消費税が上がつたな
らば、仮に百万円の腕時計が、例え話で言つてい
ますけれども、百万円の商品が二年後に百六万円
になると総裁はおっしゃった。実は、そのうち、
増税に伴う、消費税の御負担をお願いすることに
伴うアップ分は三万七千円分しかない、こういう
ことによるらしいですか。

○黒田参考人 そこは、先ほど申し上げたよう
に、二〇一五年度は物価上昇率には半年分しかき
いておりませんので、個々の商品については、八

%から一〇%に二%税率が上がったときには、課税対象になっている部分につきましては二%程度さらに価格が上がると思いますが、いわば消費バスクエット全体を通じて消費者物価の上昇率がどのくらいになるかというときには、繰り返しになつて恐縮ですが、二〇一五年度は半分しかきてこないということをございますので、個々の商品についてそういうふうになるということではないと思ひます。

○古本委員 それでは、お尋ねの仕方を変えます。

つまり、二年後の、消費税を十ポイントに引き上げただらうその後に想定される物価は、六%の上昇を展望されている。これは日本銀行の資料です。この六%の物価上昇のうち、過半は、つまり半分以上は、皆さんにおっしゃるところのアベノミクスによる物価上昇であつて、消費税の影響分は半分に満たない、ざっくり言うとこういうことでよろしいですか。

○黒田参考人 それは、そのとおりでござります。

○古本委員 一昨日の決定会合の後の総裁の会見録を少し読ませていただきました。

最初の記者の方のお尋ねに対し、個人消費は、株価が上昇傾向をたどり消費者マインドが改善するもとで、底がたさを増していると。

つまり、黒田日本銀行総裁が物価の安定を目指す最大の責務というのは、マインドによって改善されるということに期待感を持つていて、つまりマインド景気である、こういうことによろしいですか。

○黒田参考人 先ほど委員が御指摘になりました言い方といいますのは、政策委員会でいろいろ議論しまして、その結果を取りまとめたものとして発表いたしました文章に沿つて御説明をいたしました。

実際問題として、さまざまなアンケート調査等によりましても、消費者のマインドが相当改善し、実際にも消費が伸びている、それは、先ごろ

発表されました一一三月のGDPの統計でもそうでございます。

その背景にいろいろな要素があつたと思います

けれども、一つの要素として、株価の上昇による資産効果というものがあつたのであらうということが議論になりまして、そういうことを説明の中で申し上げたわけでございます。

マインドが変化し、消費が伸びているということは、多くのアンケート調査で明らかになつていることだと思います。

○古本委員 麻生副総理、大臣にちょっとお尋ね

长期金利が少し乱高下しているようですがれども、きょうは、今、直近で〇・八幾つで十年物利付国債は推移しているんじやなかろうかと思いますが、最新のQUICKを見ていませんのでちょっとわかりませんが。

長期国債というのが上がつてまいりますと、やはり住宅ローンの金利というのは連動してどうしても上がらざるを得ないと私は理解していますけれども、そういうものであるという理解でよろしいです。

○細溝政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げれば、固定金利型の住宅ローンにつきましては、各金融機関は十年物の国債利回りを初めてとする長期金利の動向も参照しつつ決定するが多く、一定の関連性はあるものと考えております。

○麻生国務大臣 基本的には、今細溝局長が申し上げたとおりなんですが、住宅ローンというのは、御存じのように、いろいろ種類がありますので、その意味で、長期金利の上昇がいつどのように影響するかというのは、一概には、ちょっと簡単に申し上げられないところがあるとは思いますが。

いざれにしても、貸出金利というものを具体的にどのように設定していくかというものは、今後、各金融機関の経営戦略の中でもいろいろ考

合、十年物の国債の金利が上がつていくということがあります。他に少なからぬ影響を与えるということだと存ります。

○古本委員 資料の二枚目をごらんいただきたい

と思うんですが、これは金融庁の資料です。主要金利の推移ということで出ておりますけれども、十年物の利付国債の動き、言うならばボラ

ティリティーに準じて、民間の住宅ローン十年固定金利、これはメガの三行の平均を出して、結果いかに抑制していくかということによって、結果

として、庶民の夢のマイホームを買おうという住宅金利を翻弄させてはならないということにやはり真剣に取り組むべきだというふうに思うんです。

その点、僕は黒田さんはまだ素直だと思

いますよ。正直でいらっしゃると思います。

黒田さんは、会見で、一昨日、こうおっしゃっていますね。日本銀行による国債の買い入れを行

うことで、今後とも長期金利がはね上がるということはないと思います、それを反映して住宅ローン金利等にも影響が出ていることはそのとおりだ

と思うと。

つまり、長期金利がはね上がるところがないように日本銀行が買い支えるんだけれども、足元で少し長期金利が上がつており、それがリニアに反映されて住宅ローン金利に影響が出ていることはそのとおりだとおっしゃっているんです。

思つては、今、消費税が上がるという、言つて

みるならば経済の大きな変化点を前に、多くの一般国民は、夢のマイホームを買おうと思っているんだけれども、変動型でいくか固定型でいくか、相当迷っておられる。そういうときに、昨日は、瞬一ポイントを超えたね。こういう状況である中で、どうやって長期金利を抑えていかかといふことを日本銀行總裁が真剣に考えているかどうかをマーケットも固唾をのんで見ていたんだと思うんですよ。それで、きのうのああいう結果になつてあるんだと思うんです。

さらに黒田さんは正直に答えておられて、オーバーナイトの短期物はCB、セントラルバンクの力で何とかできるけれども、長期金利については制御しかねるということに、おどついの会見をずっと見ていますと、記者の方もここを集中して聞いていますよ、だんだんだんだん変わつてきて、最後は、やはり長期金利が上がることはありますと答えてるんですね。

改めて、国会のこの場で、長期金利の安定に向けてどういったことをやつしていくかという、細かな話は会見録で大体わかつてますので、総裁として、長期金利と向き合う、これは上がつていくと住宅ローン金利が上がりりますから、庶民の夢のマイホームが遠のきますので、そうならないようにはどうやつて抑えていくかということについての手応えを聞かせてください。会見のよう、長期金利は私は制御できませんなんという弱腰では困るんですよ。お願いします。

○黒田参考人 御案内のように、長期金利は、物価あるいは景気に対する期待によって決まってく

る部分と、その上にさまざま要因によるリスクプレミアムが乗つて金利が決まつてくるわけござります。

そこで、日本銀行が年間五十兆円のペースで長期国債を買うという国債買い入れオペというものは、先ほど申し上げたリスクプレミアム部分を圧縮するという効果がありまして、その効果は買入が進んでいくにつれて強まっていくというふうに思つておりまして、したがつて、長期金利が

はね上がるということは予想しておりません。いずれにしましても、量的・質的金融緩和を定めました際にも、十分政策委員会でも議論いたしました際にも、市場関係者との対話を強化するということで、実は、今回の政策決定会合後も新たに対話をするということで市場関係者に呼びかけております。

それとともに、必要に応じて、買い入れの頻度、それからベース、さらに買い入れ対象の調整を行つまして、政策効果の浸透を促すということをいたしまして、政策効果の浸透を促すということをいたしまして、政策効果の浸透を促すということをいたしまして、政策効果の浸透を促すことはぜひ回避したいというふうに思つております。

○古本委員 そのボラティリティーが拡大することを抑えたいというのは、おどついの会見でも何度もおっしゃっていますね。

ところが、やはり長期金利というのは、日本銀行が幾ら買いオペを入れたとしても限度があるということを認めておられるわけで、そういう中で、その長期金利にほぼ運動しているだろう住宅ローンの話をやはり気にした上で長期金利の話をしないと、何も、みんな株を買つてもうけているわけじゃありませんよ。株を買つてもうけることは結構なことです。それでもうけた人が、また次の消費を促すのは大変結構なことです。でも、

一方で、株を買いたくても、住宅ローンの返済が先であつて、夢のマイホームを手に入れた人からしたら、黒田さん、何してくれんんだろうと思つて、今固唾をのんでいるわけですよ。

だから、いろいろな、三つの方策だとか、承知していますけれども、このことは住宅ローンの金利にはね返るということをお認めいただきましたので、その上で、長期金利はしっかりと抑制的にな

るようにお願いしたいんです。

その際、さらに、黒田さんは消費税についておっしゃられました。やはり、消費税を含む財政健全化が進められることが大変必要であるというふうに言つれました。そういうお気持ちでいいか

というふうに思いますが、さらにこれに、抑止力として罰則を強化するということが、今回の改正案の主なところだというふうに思います。そのことはまず前進だというふうに思っておりますが、ただ、厳罰化されたというか、罰則は強化されているんですけども、これでもう本当に十分なかなというふうに私は思っております。

今回の改正案では、懲役三年から五年以下、罰金は三百万円から五百万円になつておりますけれども、一般的に、他人の財産を侵害するという犯罪は結構罪が重くて、例えば、窃盗であれば十年以下、業務上横領も十年以下、組織的な詐欺であれば一年以上の有期刑。その金額によつては二十年以上という判決も出しているわけでありまして、それらに比べると、今回罰則が強化されたといつても、まだまだ、悪いことをして見つかつたら、その悪いことをして得る利益よりもさらに大きな罰を食らう、だから悪いことはしないんだという抑止力にながるほどの重いものになつてゐるかというと、ちょっとと疑問だというふうに思つておりますが、その点についていかがでしよう。

○島尻大臣政務官 お答えを申し上げます。

西野先生の問題意識、罰則をもつと重くしてもいいのではないかということだというふうに認識をしておりますけれども、一般に、罰則の水準については、違反行為の悪質性とか、今御指摘があつたところですけれども、違反行為に対する抑止力、そして、ほかの規定とのバランス等々を考慮して検討することとされてゐるところがござります。

御指摘の、資産運用規制に係る罰則を見ます

と、例えば、投資一任契約の締結の偽計に係る罰則は、今回の引き上げによって、金商法の業規制の罰則の中で最も重いものというふうになつております。これに伴つて、相応の抑止力が働いていくことが期待されるというふうに考えております。

○西野委員 この前、参考人の質疑でもお願いし

たんすけれども、もちろん、罰則をしっかりと強化していくという方向。今、抑止力はこれまできいているというふうな御答弁でございましたのとおりで、ただ、方向としては、もっと厳しくしていいのかなというふうな思いは持つておりますが、いるんですけれども、これでもう本当に十分なかなというふうに私は思つております。

今回、前進は前進だというふうに受けとめて、さらなるいろいろな取り組みを進めていただきたいなと思っております。

統いて、公募増資のインサイダーの事件もありまして、この問題は、情報漏洩側について規制がなかつたということと、もう一つ、インサイダー取引を行つた資産運用業者に対する制裁も不十分であつたということだというふうに思りますが、前段についてはいろいろな議論も既になされておりますので、後段の、いわゆる制裁の部分についてお尋ねをしたいと思います。

○麻生国務大臣 今御指摘のありましたように、

割に合わぬなと思わせるのは大事じゃないかと。

よく例に引かれるのは、多分、お札の偽造が一

番わかりやすい例だと思います。アメリカは、た

しかお札の偽造は殺人罪より罪が重かつたと思

います。そのかわりお札にかかるコストは物す

ごく安くて、その辺でちょっとこすつたって、す

ぐ緑の色が落ちますけれども、我々の千円札、一

万円札はこすつたって全然落ちませんから。物す

ごくコストが高い。偽造しても割に合わないとい

うようにして、偽造をなくしている。

考え方の違ひなんだと思います。アメリカ人と

いうのは、そんなことをやって、おまえ、幾ら金

がかかるんだ、そんなのばからしくてやつておら

れぬ、それより、簡単に刷れて、違反したやつは

ばくつた方が早いと。発想の、刑法に対する考え

方のものが全然違いますので、我々はそれをこれ

まで、少なくとも今言われたようなこっちの方向

で、他の法律も多分そうなつてゐると思います。

しかし、それにいたしましても、今回の取引事

件の課徴金の計算方法というのを当てはめてみる

と低いじゃないかということなんですが、ちょっと

と例を引きますが、エルピーダメモリとい

うのがありましたでしょう。あのときのを今の課

徴金額でやると十二万円なんですよ。今回のあれ

でやりますと、二千三百八十倍になつて、二億八

千五百六十万円ということになります。これくら

いになると、二億というとちょっと考えるんじや

ないかなと思つて、これを一つの例に引きました

けれども。

いずれにしても、御指摘の、インサイダー取引

に加担した人物等への対応としては、これは課徴

金の対象となるような事案に関与したグループの

言葉を口にされているというのは余りまだ聞くこ

もありますし、弁護士さんでも同じようなことがあると思うんですけれども、こういうインサイダー取引をするようなら違のやから、もう一度市場に戻つてこられへんぐらの制裁を加えるはありませんから、そういう意味では、やつたべきだというふうに僕は思つているんですが、その点についての御所見はいかがですか。

○麻生国務大臣 今御指摘のありましたように、割に合わぬなと思わせるのは大事じゃないかと。よく例に引かれるのは、多分、お札の偽造が一番わかりやすい例だと思います。アメリカは、たしかお札の偽造は殺人罪より罪が重かつたと思いませんが、そのかわりお札にかかるコストは物すごく安くて、その辺でちょっとこすつたって、すが、前段についてはいろいろな議論も既になされておりますので、後段の、いわゆる制裁の部分についてお尋ねをしたいと思います。

○西野委員 お答えを申し上げます。

西野先生の問題意識、罰則をもつと重くしても

いいのではないかということだというふうに認識

をしておりますが、その点についていかがでしよう。

我が国でも、例えば、お医者さんが悪いことを

すれば、自分の医師免許を剥奪されたりする場合

人、その一定の人たちに対する、証券会社や投

資家に対する注意喚起の観点、やはり後ろから

こつそりやる不届きな手合いかないという保証

はありませんから、そういう意味では、やつた

人たちの個人名は公表しますという措置は盛り込

ませいただいております。

○西野委員 これがとあわせて、日本証券業協会では、現行

の、インサイダー取引を行つた証券会社の役職員

を業界から排除する自主ルールというのを見直し

て、今般の改正法案により、氏名を公表された証

券会社の役職員を業界から排除するということを

検討しているというところまで来ております。ま

た違反行為を行つた金融商品取引業者等につき

ましては、刑事罰とか課徴金の対象となり得るほ

ども、この前のあの事件でいうと、ファンで得

た利益が大体數千万円というのに対して、課徴金

額は五万円、八万円、十二万円ということであり

おりますので、先ほどの質問でもお話ししたと

おりでございますが、やはりそれは、ほかの外

国から見て、日本はインサイダー天国ではないか

と言われても仕方ないんじゃないかなというふう

に思つています。

やはり、これが見つかつたらとか、もしこの犯

罪を犯したことがあつたら、とてもじやないで

すけれども割に合わぬぞというぐらいの罰則とい

うか制裁を加えないと、なかなかそういう抑止に

はつながつていいのではないかと思つてお

ります。

○西野委員 例えれば、アメリカでは取引による利得の三倍で

あつたり、イギリスでは報酬額に制裁分が上乗せ

されています。これぐらいのことをすると、明ら

かに、悪いことをしても、見つかつたときのこと

を考えると割が合わへんという抑止力になつてい

ります。

○西野委員 これがいざなふるに思つてお

ります。

○西野委員 いざなふるに思つてお

ります。

○西野委員 これがいざなふるに思つてお

ります。

とができません。

そういう中で、今、中小企業の皆さんがどういう状況にあるかということをしっかりと把握していただきたいなという思いでございますが、中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣会議では、金融機関の融資姿勢、事業者の資金繰り等をどのように把握されているのかということをまず御説明いただきたいと思います。

○細溝政府参考人 お答え申し上げます。

四月は、中小企業の実態の把握につきましては、今委員御指摘のとおり、中小企業等のモニタリングに係る副大臣等会合におきまして、関係省庁が連携して行つております。

四月の十八日に開催されました第二回目の会合で、関係省庁からは、借り手である各業界に対し、て行つたヒアリングの結果、金融機関の融資姿勢や貸し付け条件の変更等の申し込み状況、中小企業の資金繰りの状況や倒産の状況、これらにつきまして、各業界とも三月末までの状況と四月以降の状況で目立った変化は見られないという御報告が

また、金融庁におきましても、幾つかの地域金融機関に対しましてヒアリングを行いました。そうしたところ、取引先からの貸し付け条件の変更等の申し込み状況、あるいは取引先の倒産の状況等につきましては、三月から四月にかけて目立つた変化は見られておりません。

引き続き、関係省庁連携して、中小企業金融等の実態をきめ細かく把握して、適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

○西野委員 今の御説明のとおりです。私も、元に帰りまして、この三月で期限が終わりまして、いや、これはえらいことになるのと違うかなと正直思っていました。この三ヶ月間、いろいろな方にお話を聞いていますけれども、この期限が終わつたことに対する影響を口にされる方はほんらいつしやらないので、まあまあ、そういう意味では、うまくソフトランディングしつつあるの

かなというふうに、ちょっとほつとしているところもあるんですが、一方で、しつかりとこういった実情をこれからも把握していただきたいという

に思いますので
弓書き新きしがりと取り組んで
いただきますようにお願いしたいと思っていま
す。

○西野委員 地域にいろいろな金融機関がありますけれども、地域の金融機関というのは、地域経済が衰退してしまえば、それはすなわちその金融機関にとっても大変なことになつてくるわけでありまして、ですから、地域経済をしっかりと再生させていくということは地域の金融機関にとって至上命題なわけで、当たり前の話ですが、そうで

が、その担当手として、三月に地域経済活性化支援機構が発足しました。実際に、いろいろな実績を上げられているとは思うんですが、どういった実績を上げてこられたのか、具体的な事例をお話

○西村副大臣 西野委員におかれましては、東大阪が選挙区ということで、中小企業対策に熱心に取り組んでいただいて、お父様にも私も大変お世話になりましたので、党は違いますけれども、ぜひ一緒に中小企業対策に取り組んでいければと思います。

御指摘いたしました地域経済活性化支援機構
ですけれども、三月十八日に発足をいたしまし
て、これまでの直接的な支援に加えて、地域でや
る再生支援協議会とか、地域金融機関あるいは
ファンド、こうしたもののに専門家を派遣したり、
出資もできるという新たな規定も設けておりまし
て、中小企業支援の充実を図っているところで
す。

これまで、発足後、五件の再生支援を決定いたしております。地域の酒造販売であるとか、大阪の鉄工所であるとか、印刷会社とか、電子部品等

であります。中小企業は基本的に非公開となつておりますので、みずから公開したところ以外は、非公開のところも一件ありますて、この五件となつております。

ますので、必要な事業をしつかりやつていきたい
というふうに思つております。

○西野委員 府会議員のときから、こういった中
小企業対策について、先生にはいろいろと教えて
いただきましたけれども、今は五件ということで
ございますが、まだまだニーズもあるというふう

○西野委員 地域にいろいろな金融機関がありましてけれども、地域の金融機関というのは、地域経済が衰退してしまえば、それはすなわちその金融

機関にとても大変なことになつてくるわけでありまして、ですから、地域経済をしっかりと再生させていくということは地域の金融機関にとって至上命題なわけで、当たり前の話ですが、そうで

あります。

先ほどの話ではありませんが、一方で、やはり銀行はなかなか不動産がないと、担保がとれないなど、お金を貸さぬということもあるわけでございまして、本当であれば、もう少し銀行が、特に地域の銀行がリスクをとつて、しっかりと投資をしていただかなければいけないなというふうに思っておりますが、そういうつた資本性の資金をしつかりと今後していきたいところで、今朝、その方向

りと供給していくことでの法改正だというふうに思っております。金融庁としても、しっかりとその方向性を進めていただきたいというふうに思います。

○麻生國務大臣 やはり西野先生、この十五年間
ぐらへ書きましたデフレで、ひきますと、何もしな
て、いかがでしょうか。

いのが一番かたかったわけですよ。だって、じつと持つていれば物が下がってきますから、金の価値が上がるわけですか。だから、名目金利はずつと低くても、実質金利は上がっているから、企業は金を借りないということになつておる。多

分、それがこの十何年間における経営者側からの実態。また、銀行側にしてみれば、じつとして

持つておきさえすれば、どんどん金の金利は上がりますので、金利は〇・〇何%しか払つておらぬとなれば、それは実質金利がどんどんどんどんいうことになるので、僕は、それなりの理由が

あつたんだと思うんです。

ところが、先ほど古本先生の質問に対して黒田総裁が答えられたように、実際問題として、インフレーターゲットという、世界じゅうでは、二%前後のものになつておるんですが、その二%に実際行くということになると、持つていた金の価値が二%ずつ下がつていくということですから、それは当然のこととして、それに見合つ分だけのものを何とかせな、今度は銀行が金融業として成り立たなくなります。

その意味では、今言われたように、ちゃんとして、大阪のこの会社ならええで、そういうのを探して、少々土地がなくても、そこの事業性なり企業の成長性なり企画性に、ある程度背中を押してやるというような金融というもののを今後考えていかないとならぬのであって、これはむしろ、地場に足がついている銀行、第二地銀とか信金とか信組とか、そういうところの方がより、あれは長男はいいけれども次男がいるからつまらぬとか、全部知つていますでしょう、そういうところをきちんと調べているところが伸びてくる。それをうまいこと、ほかの企業とくつづけて商売を伸ばしていくというような、いわば経営のコンサルタント、さつきの誰かの言葉だと目書き、ちょっとと今、目書きは寝て、いますけれども、目書きの方の話が出てくれれば、一つの成長のモデルにはなり得る。

これがどれぐらいだということになるんでしようが、一番肝心なのは、やはり銀行というところの頭取のそういう姿勢、会社の方で言えば社長のやる気、企業経営をやるときに、やはり最後はそこだと思いますので、ここがどれだけ喚起されるかというところがこれから一番大事なところかなという感じは、私自身の率直な実感です。

○西野委員 金融庁としてもまたしっかりと後押しといいますか促していただきたいんですが、

この話をしましたら、地元の会社の社長さんが、ないと思うけれども、では、ええ会社を地域の金融機関はみんなわかっている、だから、ええ

会社、経営状況がいい会社、これから伸びていく

に、いやいや、お金貸しますけれども株よこせどいうようなことになれへんか、ええというところにあえて、お金を貸さずに、株をよこしたら金貸したるぞというようなことをするのと違うかと。いや、社長、それはないでしよう、そんなことはならないと思いますよとは答えたんですが。

五%ルールの変更に当たりまして、そういうふた民間の企業の方からの声と、いうものを把握されていましたら、どうでしょうか。聞かれていたんでしようか。まずその点について伺います。

○森本政府参考人 今般の五%ルールの見直しに当たりまして、金融庁におきまして、中小企業団体等からのヒアリングを実施しております。

○麻生国務大臣 ちょっと正確な記憶じやないけれども、事実だけ。

アメリカとかイギリスとか、少なくともかつての戦勝国側においては、総じて公認会計士が発達し、今、負けた側の日本とかドイツとか、韓国もそうですねけれども、いわゆる資本が少ないところ、重商主義時代が少なかつたとかいろいろな表現はあるんですけども、資本が少ないところは、仮に会社を西野さんが始めるときには、おいしくて、また、地銀等には地域における企業育成や町づくりについて出資等を通じて積極的に関与してほしい、また、銀行等に議決権を保有されることに対する警戒感は多少少なくなつてきていていると、また御意見を伺つたところでござります。

○西野委員 ということは、僕が聞いた声というものは多分かなり特殊な声だったのかなというふうに思つたところでありますけれども、しっかりとまたこのルールの見直しに限らず、いろいろな声を、要望を、また意見を聞かれて、把握されるように努めていただきたいなと思つております。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

○金田委員長 次に、佐々木憲昭君。

昨日は、長期金利が急騰し、株価が下落をしました。これは大変大きなニュースになつたわけですね。東証株価が千百四十三円の下落というのには、この幅は十三年ぶりで、史上十一番目の大きさだということです。また、新発十年物の長期国債の金利が、昨日は一%に上昇する。きょうになって少し戻りましたけれども。

アベノミクスの基盤というのは大変もろいのです。

我々の方は、金利さえもつておけば別にそんなことはありませんので、金利だけ払つて会社は赤字でも、別に金を貸している方は構わぬという本質は、人々をその気にさせようという「心理学」だ。金融と財政を通じて思い切りお金をばらまく。その勢いで多くの人が「景気はよくなる」物

としても、これからどんどん民間の資金が投資に回ついくということにつなげるためにも、しっかりと後押しをしていただきたいなと思います。

先般、麻生大臣のお話の中で、僕はすごいなと思つたのがあつて、何でアメリカが公認会計士制度が発達して日本は税理士制度が発達したんやといふお話をありましたけれども、あの点についてもう一遍お話をいたいともいいですか。

○金田委員長 時間が参りました。

○西野委員 ありがとうございます。

会計制度においてもいろいろな歴史があるといふことでございました。今、大臣の歴史認識を伺いました。

○佐々木(憲)委員 最近、総理が、歴史認識は歴史家に任したいといふことでございました。しかし、総理が、歴史認識は歴史家に任したいといふことでも、しっかりと政治家こそが、それではなくて、歴史認識といふことでも、そういうところなんですね。それで、金を借りる場合は、その金を返すに当たっては、いわゆる金利さえ払つておけば、別に会社が赤字でも、麻生、俺に金を貸せというのが、日本とかドイツとか、そういうところなんですね。それで、金を借りる場合は、その金を返すに当たっては、いわゆる金利さえ払つておけば、別に会社が赤字でも、金利さえ払えば貸している本人は別に困らぬわけだ。別にそれでいいじゃないかと。

傍ら、資本で参加しろといつて、俺に投資してくれといった場合は、その投資した、安住さんに金を返す方法は、配当しかしないんですよ。そうすると、確かに会社は墨字にせにやいからねといふことになるので、確実に黒字にする。そうすると、本当は会社はこまかしていなんじやないかという発想は、当然、投資している側から思ひますから、間違いなくそこには、本当にちゃんと経営は隠していないでしようねというのを調べる、税理士より公認会計士が発達するわけです。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

○金田委員長 昨日は、長期金利が急騰し、株価が下落をしました。これは大変大きなニュースになつたわけですね。東証株価が千百四十三円の下落というのには、この幅は十三年ぶりで、史上十一番日の大きさだということです。また、新発十年物の長期国債の金利が、昨日は一%に上昇する。きょうになって少し戻りましたけれども。

アベノミクスの基盤というのは大変もろいのです。

我々の方は、金利さえもつておけば別にそんなことはありませんので、金利だけ払つて会社は

おられるんでしようけれども、ではなしに、国益全体のことを考えて、みずから内部での、業界内でのいろいろな取り組みもされているというこ

とを伺いまして、少し安心をしたんですが、政府

は納めていないという形になりました。

事実としてそういう傾向が言えるのであつて、この国だってそういうじゃないかと言われれば、それは例外は幾つもあると思いますけれども、総じて、公認会計士と税理士の発達の違つてきた歴史というのは、多分そういうものだつたろうと思つております。

○西野委員 時間が参りました。

○佐々木(憲)委員 ありがとうございます。

会計制度においてもいろいろな歴史があるといふことでございました。今、大臣の歴史認識を伺いました。

○金田委員長 時間が参りました。

○西野委員 ありがとうございます。

会計制度においてもいろいろな歴史があるといふことでございました。今、大臣の歴史認識を伺いました。

○佐々木(憲)委員 最近、総理が、歴史認識は歴史家に任したいといふことでございました。しかし、総理が、歴史認識は歴史家に任したいといふことでも、しっかりと政治家こそが、それではなくて、歴史認識といふことでも、そういうところなんですね。それで、金を借りる場合は、その金を返すに当たっては、いわゆる金利さえ払つておけば、別に会社が赤字でも、金利さえ払えば貸している本人は別に困らぬわけだ。別にそれでいいじゃないかと。

傍ら、資本で参加しろといつて、俺に投資してくれといった場合は、その投資した、安住さんに金を返す方法は、配当しかしないんですよ。そうすると、確かに会社は墨字にせにやいからねといふことになるので、確実に黒字にする。そうすると、本当は会社はこまかしていなんじやないかという発想は、当然、投資している側から思ひますから、間違いなくそこには、本当にちゃんと経営は隠していないでしようねというのを調べる、税理士より公認会計士が発達するわけです。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

○金田委員長 昨日は、長期金利が急騰し、株価が下落をしました。これは大変大きなニュースになつたわけですね。東証株価が千百四十三円の下落というのには、この幅は十三年ぶりで、史上十一番日の大きさだということです。また、新発十年物の長期国債の金利が、昨日は一%に上昇する。きょうになって少し戻りましたけれども。

アベノミクスの基盤というのは大変もろいのです。

我々の方は、金利さえもつておけば別にそんなことはありませんので、金利だけ払つて会社は

おられるんでしようけれども、ではなしに、国益全体のことを考えて、みずから内部での、業界内でのいろいろな取り組みもされているというこ

とを伺いまして、少し安心をしたんですが、政府

価が上がるから早めに買おう」と信じこむ。そうなれば本当に景気は良くなる——。そんなシナリオを描いている。だから崩れるときはもろい。」と。「問題は、市場にお金を永久に投じ続け、株価を上げ続けることはできないことだ。」こう書いてありますか。

評だと私は思うんです。

麻生大臣、この事態をどのように受けとめていますか。

○麻生國務大臣 けさ、東証があけた途端に五百円上がりましたので、書いた人は、しまったなどと思つたと思いますけれども。

株というのはそういうものだと思つています。上がつたり下がつたりするのが当たり前だと思っていますので、基本的には。また、その後、午後下がつて、今また一万四千二百円まで戻ってきてます。きょう午前中ではんと上がって下がつて、また上がつたりしていますので、そういうものだというようなことを理解した上でなさらぬといかなふところなんだと思ひます。

少なくとも、今の話で、気分をさせておると。先生、気分がならなきや景気はよくなることはありませんから。やはり、気分をその気にさせると、いうのはすごく大事なことです。

○佐々木(憲)委員 今の時点で、株価がまた下がり始めるようでございます。

気分だけで問題が解決するかというと、そうで

はなくして、やはり実体経済がどうなるか、これが大事だと思うんですね。この乱高下の上で、億単位でぼろもうけをしている投資家もいれば、他方で、日々の生活に苦しんでいる国民がおります。ツイッターでもこんな話が出ておりまして、余り景気がいいと言つたらいつい買い物をし過ぎた、けれども、給料がふえていないから来月はその分緊縮だ。これが実際の庶民の実感、生活実態でございます。

そこで、今の経済動向を判断する前提として、日銀に数字だけを確認しておきたいんですが、現時点で、国債を保有しているのは誰なのかという

点です。国債の主な保有主体とその保有残高、構成を示していただきたいと思います。

○山岡参考人 お答え申し上げます。

二〇一二年十二月末時点での長期国債の残高は七百八十五兆円でございます。その中で、保有主

体別に残高及び構成比を見ますと、主なところでは、一番多いのが銀行などでございまして、こちらの保有残高が三百・二兆円、構成比でございますと七八・二%でございます。また次に保険、こちらの保有残高は百八十一・二兆円で、構成比は二

三・一%。その次に多いのが日本銀行でございまして、日本銀行の保有残高が、十二年末時点ですと九十九・九兆円で、構成比は一一・六%でござります。

○佐々木(憲)委員 銀行が圧倒的に多くて、これ

はもう四割近いわけであります。保険と合わせま

すと、国債全体の約六割、六一・三%を占めてお

ります。家計はわずか三%だと思うんですね。

と九十九・九兆円で、構成比は一一・六%でござ

ります。

○山岡参考人 お答え申し上げます。

日本証券業協会というところから公表されてお

ります。国債投資家別売買高で見ますと、直近の四

月では、主体別に見て、長期国債の売り越し額が最も大きいのは都市銀行となっておりまして、そ

の売り越し額は二・七兆円でございます。

○佐々木(憲)委員 一番大量に国債を保有してい

る銀行が一番売り越しが多い。これが今の実態な

わけでございます。

先日、参考人質疑を行いましたが、全銀協の会

長はこのことには触れなかつたんです。私は聞い

たんですけども、何を言つたかと、国債

は年金基金が売っているんだ、こういうふうにお

答えになつたんですが、これは実態とも違います。

では、責任逃れではないかなと私は思うわけであ

ります。

体は一体何だつたのか。

昨年の秋ごろから外国人投資家による日本株の投機的な買いが急増したわけですが、取引主体別に見て、買い越しが一番多かつたのは海外投資家ではないかと思いますが、大臣、どのように見てますか。

○麻生國務大臣 詳しい端数をお聞きになりたければ役人に聞いていただいた方がいいと思いますが、基本的に、短期で回している分に関しましては圧倒的に外国人が多くた、私の感触でもそ

うなります。

○佐々木(憲)委員 これは、短期だけじゃなく、全体を含めて外国人投資家が一番多いんです。この間、ヘッジファンドなどの投機的な活動がかなり活発になりました、株高だけが先行した

わけです。

今回も、下落の引き金を引いた主体、売り浴びせを行つた主体は海外投資家が一番多いということでありまして、先ほど、十三時四十五分現在

で、四百六十八円のマイナスで一万四千十五円

ということなんです。非常に投機的な状況が株の乱高下をもたらしておりまして、ヘッジファンドなどが非常に大きな影響を与えていると言わざるを得ません。

逆に、国内の金融機関あるいは生損保、個人、これを見ますと、売り越しなんですよ。買つてい

るんじゃないんです、売つてあるんですね。外国人の投機活動で株が急騰して、それを見て、今度

は金融機関などが国債を売つて株にシフトしてい

く。それが国債価格の下落や長期金利の上昇につながつてゐる。これが四月末から昨日ぐらいまでの動きであります。

その上で、日銀ルールを見直して、停止して、

国債の大量買い取りを行うというようなことにな

りますと、これは国債に対する信用を弱める要因にもなる。やはり、実体経済の改善がないままに金融緩和が先行するというのは、これは非常に危険な状況を生み出すと私は思うわけです。制御不

能に陥る危険性もある。

大切なことは、やはり実体経済をどうするかと

いうことであります。最終需要をふやす、とりわけ家計消費、可処分所得、これを拡大するというのが内需拡大の中心課題であるというふうに思いますが、大臣はいかがでしょうか。

○麻生國務大臣 これはもう前々から申し上げて

いるとおりであつて、第一、第二の矢に続いて第三の矢、そこがいわゆる可処分所得がふえることによってふえてくる個人消費の部分であつてみた

りますが、大臣はいかがでしようか。

○佐々木(憲)委員 これらは、毎月の賃金が上がつたりとすることになります。

そういうものに行くためには、実物経済、実

体経済が成長しない限りは、そういうところに金が回つていかないということにならうと存じま

すので、基本的には、給料が上がつていく前の段階として、今円安になつたりしたことなどが、いわゆる予定外な話であつたとは思いますけれども、かなり企業の収益にいい方向を与え、それが

ことしのボーナスに、トヨタでいえば五ヵ月プラスの三十万か五十万万か、お隣の方に聞かれたらいいと思いますけれども、そういうのが出ていますから、我々の給料とは比較にならぬぐらい出でています

ので、基本的には、給料が上がつたりしたことなどが、非常に大きな影響を与えていたと言わざるを得ません。

そういうことを出てきていることは確かだと思いますけれども、まだそれはボーナスの部

分であつて、へア、いわゆるベースアップのところは違いますので、まだまだ、実感として給与

が上がつてきただというところまではなかなか言つておられぬというのが地方における実態だ、私はそう思います。

○佐々木(憲)委員 ベースアップ全体としてはマ

イナス傾向であります。これは全体の消費を冷やす方向に動いておりますので、正確に見る必要があると思います。

第三の矢で個人消費がふえるかどうか、これは非常に私は疑問に思つていて、例えば雇用に

に対する規制、労働法制の規制緩和というような問題もありますので、毒を含んでいるのかいないのか、これをよく見きわめなければならないというふうに思います。

さて、次に、法案に関連してですけれども、A I Jの事案を踏まえまして、資産運用規制の見直しについてお聞きをしたいと思うんです。

二〇一一年の一月十八日に、証券取引等監視委員会が、「公正な市場の確立に向けて『市場の番人』としての今後の取組み」という文書を発表して

おります。ここには、証券監視委員会の使命として、「市場の公正性・透明性の確保」、「投資者の保護」、こういうものが書き込まれております。しかし、その実態はどうかといいますと、翌年に、リーディングカンパニーであります野村証券が絡む公募増資関係のインサイダー取引事件などが多発したわけであります。さらに、その野村証券のO Bでもある浅川氏が経営するA I J投資顧問による事件が摘発される。約二千億円もの厚生年金基金の委託資産が消失するという、大変重大な事態が起つたわけであります。

証券監視委員会あるいは金融庁は、この野村証券の会社内で長期間常態化していたインサイダー取引を見つけることができなかつた。一千億円以上の損失を投資家に負わせる詐欺事件も、毎年のように発覚しているわけです。結果として、市場の公正性も投資家の保護も守れなかつた。この事態について、麻生大臣はどう受けとめておられますか。

○麻生国務大臣 これは、今、野村だけ名前を挙げられましたけれども、こういうような話は、これは間違いなく、証券会社側の倫理観、いわゆる経営者としてのモラルハザード、いろいろな表現があろうかと思いますけれども、そういったものの著しい欠落といったものがなせるわざなんであつて、基本的に、いや、これはみんなやつてますといつたって、みんなやつている違反なんですよ。それは交通違反と同じじゃないか、あいつがやつて、何であつちが捕まらないで俺が捕まるんだと言っているのと似たような話ですから、それは違反は違反で、違反として、きっちとその状況状況で対応をしていかなければいかぬところだと、私どもとしては、そういうことをしないと、

まともにやつている人たちの納税意識が著しく損なわれるということにならうかと思います。

○佐々木(憲)委員 問題は、例えばA I J問題見ましても、虚偽の基準価格、運用利回りを報告して、いかにも順調であるかのよう、そういう情報を見客であります厚生年金基金に伝える、こ

ういうやり方をして被害を拡大したわけです。四月に行政処分が行われたM R I事件では、顧客に對して、虚偽による勧説、虚偽の事業報告書こういうもので千三百億円超の資金を集められて、ほとんどが行方不明になると、大変な規模であります。

なぜそういうことが可能になつたのか。なぜ見つけられなかつたのか。

先日、当委員会で島尻政務官は、限られた人的資源を的確かつ有効に活用しながら、情報収集能力、分析能力、リスク度をより一層高め、再発防止を徹底してまいりたい、こういうふうな答弁をされました。

情報収集の能力を高めたり分析能力を高めるというだけで解決するような問題なのか。

資源を的確かつ有効に活用しながら、情報収集能

を何とかしなきやならぬ。これはやはり、大臣もこの前御答弁ありました、肝心の人間の絶対量が不足しているんだ。私は、そう思つておりま

す、こう言うんですけれども。ですから、この人

員をふやす、これは内閣としてきちっと取り組む

という姿勢が大事だと思いますが、いかがでしょ

うか。

○麻生国務大臣 まず、先ほどの頻度の話でいく

と、検査対象の業者数は、確かに、おつしやるよ

うに第二種金融商品取引業者で一千二百七十九。

かなかこれは対応できていません。これを

どのように検査し、どのように的確な情報を把握

するか、これは非常に大事なことありますが、な

ども、協会会員でも七百八十九社あります。これを改定されました。その措置によって検査監督の強化のための体制整備ということを行われたようですが、まともに運用されていればふえたんでしょうか。

○岳野政府参考人 委員から今御質問のございまして、このA I J事件を受けまして、厳しい財政事情の中では、それが、この前まで六件とか十四件とかいうのが二十四个年度は二十件になつてますので、その程度はふえたということをしようけれども、言われてふえたので、これぐらいが精いっぱいだろうと思ひますので、あとはまともに運用されていればそれで、この人数だと思うんですが、

いざれにしても、人数の話に関しましては、アメリカではS E Cとかいろいろありますけれども、そいつたようなものに比べましても、これは監督する立場の方としては、非常に高度な技術になつてきて、みたり海外取引になつてみたりして、見えないところで、ファイバード、ネットデータードを生じさせかねないものであります。

二五年度予算でお認めいただいております。こいつた増員を糧といたしまして、私どもとしては、検査の頻度の向上に全力を挙げていきたいと思っています。

○佐々木(憲)委員 問題は、例えばA I J問題

思つて、いかにも順調であるかのよう、そういう

情報を見客であります厚生年金基金に伝える、こ

ういうやり方をして被害を拡大したわけです。

四月に行政処分が行われたM R I事件では、顧客に對して、虚偽による勧説、虚偽の事業報告書こういうもので千三百億円超の資金を集められて、ほとんどが行方不明になると、大変な規模であります。

なぜそういうことが可能になつたのか。なぜ見つけられなかつたのか。

先日、当委員会で島尻政務官は、限られた人的

資源を的確かつ有効に活用しながら、情報収集能

力を、分析能力、リスク度をより一層高め、再発

防止を徹底してまいりたい、こういうふうな答弁

をされました。

情報収集の能力を高めたり分析能力を高めると

いうだけで解決するような問題なのか。

資源を的確かつ有効に活用しながら、情報収集能

力を、分析能力、リスク度をより一層高め、再発

防止を徹底してまいりたい、こういうふうな答弁

をされました。

情報収集の能力を高めたり分析能力を高めると

いうだけです。

そういう点を考えますと、これは、能力を高めるとかそういう面も確かに必要です、必要ですか

れども、やはり体制そのものが脆弱である、これ

を何とかしなきやならぬ。これはやはり、大臣も

この前御答弁ありました、肝心の人間の絶対量

が不足しているんだ。私は、そう思つておりま

す、こう言うんですけれども。ですから、この人

員をふやす、これは内閣としてきちっと取り組む

という姿勢が大事だと思いますが、いかがでしょ

うか。

○麻生国務大臣 例えはM R Iのような業者は、第二種金融商品取引業者も、協会会員でも七百八十九社あります。これを

どのように検査し、どのように的確な情報を把握

するか、これは非常に大事なことですが、な

ども、協会会員でも七百八十九社あります。これを

いて採択された報告書「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」で明らかに、納税者負担を強いるペールアウトを廃止し、債権者や株主による損失負担、そして金融業界による破綻処理費用の負担を厳格にすることが国際的な潮流であります。

破綻処理費用について、イギリスは既に銀行課税を開始し、ユーロ圏は加盟国の合意形成の段階にあるとされております。このような制度こそ導入すべきであります。

公募增资インサイダー取引行為の規制強化、A.I.J.投資顧問事件を踏まえた規制強化など、不十分ながらも賛成できる内容もありますが、総合的に判断して、本法案に反対するものであります。

○金田委員長 これにて討論は終局をいたしました。

○金田委員長 これより採決に入ります。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りをいたします。

ただいま議決をいたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金田委員長 次回は、公報をもつてお知らせをすることとし、本日は、これにて散会をいたしました。

午後二時、二十五分散会

平成二十五年六月五日印刷

平成二十五年六月六日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C